証券コード2894
2019年６月６日

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目７番17号
石　井　食　品　株　式　会　社
代表取締役社長　　石　井　　智　康

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内にしたがって議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬　　具

株主総会開始前に、「株主ミーティング」の開催を予定しております。
詳細は、同封しているパンフレット又は、インターネット上の当社WEBサイト
（https://www.ishiifood.co.jp/ir/ir-pamphlet2019.pdf）に掲載しています。

記

１．日　　時　**2019年６月22日（土曜日）午後１時（受付開始：午後０時30分）**
（開始時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

２．場　　所　**千葉県船橋市本町２－９－３**
セミナーハウス　クロス・ウェーブ船橋１階　講堂
（会場が前回と異なりますので、末尾記載の「第78回定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目　的　事　項

報告事項
第78期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以　上

◎会場が満席になった場合は第２・第３会場等をご案内させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎議決権を行使することができる株主様以外の方は株主総会会場にご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（４頁～18頁）をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第78回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2019年６月21日（金曜日）午後５時30分**までに到着するようご返送ください。

C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、**2019年６月21日（金曜日）午後５時30分**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト
https://www.ishiifood.co.jp

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（4）インターネットによる議決権行使は、2019年６月21日（金曜日）午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコン、携帯電話による方法

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**
（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的視点から再投資のための内部資金の確保と株主満足の両方を実現させ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の連結業績及び今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金３円00銭といたします。
なお、この場合の配当総額は50,631,012円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月24日といたします。

第２号議案　取締役５名選任の件

現在の取締役５名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石井智康（いしい ともやす） (1981年６月20日)	2006年　６月　アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ㈱（現アクセンチュア㈱）入社 2009年　12月　㈱セレッテ入社 2011年　４月　アンダーワークス㈱入社 2017年　４月　当社入社 2017年　４月　同執行役員マーケティングビジネスサポート部 2017年　６月　㈱ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員（現職） 2017年　６月　当社取締役 2018年　４月　同取締役業務統括部兼マーケティング部担当 2018年　６月　同代表取締役社長執行役員（現職）	114,895株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	久保 啓介 （1961年8月19日）	1980年 4月 ㈱イシイフード（現石井食品㈱唐津工場）入社 1997年 2月 当社営業部販売第一部東京西営業所所長 2003年 3月 同執行役員営業部販売5部総括兼営業部販売5部大阪営業所所長 2011年 6月 同執行役員顧客サービス部統括管理責任者 2016年 8月 同執行役員八千代工場チルド工場長 2017年 6月 同取締役 2018年 4月 同取締役執行役員八千代工場長（現職）	8,000株
3	伊藤 幸一郎 （1974年9月8日）	2001年 9月 当社入社 2004年 1月 同営業部販売2部静岡営業所所長 2013年 1月 同執行役員新規事業本部総括 2016年 2月 同執行役員顧客サービス部東日本総括兼首都圏営業所所長 2017年 6月 同取締役 2018年 4月 同取締役執行役員顧客サービス部総括（現職）	1,000株
4	吉野 和男 （1958年7月17日）	1983年 4月 ㈱千葉銀行入行 2003年 6月 同行小室支店長 2012年 6月 同行経営管理部長 2013年 8月 東方興業㈱（現東方地所㈱）取締役 2015年 6月 当社取締役 2016年 7月 同取締役執行役員管理本部、財務戦略部及び経営企画室担当 2017年 4月 同取締役執行役員顧客サービス部（現職）	2,000株
5	石井 和男 （1948年1月28日）	1988年 4月 弁護士登録 1988年 4月 草鹿・富澤法律事務所弁護士 1997年 4月 石井和男法律事務所設立（現職） 2015年 6月 当社社外監査役 2016年 6月 同社外取締役（現職）	0株

（注）1．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2．石井和男氏は、社外取締役候補者であります。なお、石井和男氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3．社外取締役候補者の選任理由及び適格性については以下のとおりであります。
石井和男氏は、弁護士として金融機関、不動産業、物販業及び行政省庁等の顧問をされており、そこでの幅広い経験や専門知識を当社の経営の強化に生かして頂くため、社外取締役として選任するものであります。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4．石井和男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年となります。

5．当社は、石井和男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。石井和男氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年６月24日に開催された当社第75回定時株主総会においてご承認いただきました当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が、本総会終結の時をもって有効期間満了となることから、その後の社会・経済情勢の変化等諸々の動向を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、2019年５月15日開催の当社取締役会において、第78回定時株主総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数によるご承認が得られることを条件に、現在の大規模買付ルールを継続することを決定いたしました。

なお、本大規模買付ルールの継続につきましては、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員から異議のない旨の意見を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上を目的とするものであり、その内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、下記III.記載の内容の事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「本プラン」といいます。）を設定することとしております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。

当社は、これからも当社独自の品質管理方法、無添加調理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を採ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み（本プランの内容）

1．本プラン導入の必要性

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前にも増して、当社の卓越した技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大規模買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、Ⅰ．に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており（親族・役員等で約36％（2019年3月31日時点））、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。さらに、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考えたことから、今回、本プランを導入し、その内容を開示することとしました。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付行為の具体的な提案はなされておりません。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ. に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

なお、本プランは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、本プランは適用されます。

3. 本プランの対象

本プランの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

注1:特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2:議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

4. 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。その項目は以下のとおりです(ただし、下記項目に限られるものではありません。)。

① 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
② 大規模買付行為の目的、方法及びその内容
③ 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
⑤ 大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要
⑥ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社利害関係者(ステークホルダー)に関する処遇等の方針
⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避する具体的方策

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を日本語でご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

5. 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として、その大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、①60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合)または②90日間(その他の大規模買付行為の場合)を設定します。なお、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了し、取締役会評価期間が開始された時点で速やかに当該事実につき開示を行います。

ただし、上記①②いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、期間を、30日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に本情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に本情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重し決議を行い、その内容を公表します。

6. 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、大規模買付ルールに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付行為は、上記5. 記載の取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

7. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何に拘らず、大規模買付ルールが遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社株主全体の利益保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、外部専門家の意見を参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。また、新株予約権に取得条項及び取得条件を設けることもありますが、この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合であると当社取締役会が判断したときには、外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、上記(1)で述べた大規模

買付行為を抑止するための対抗措置を発動することがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合に該当するものと考えます。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合
⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
⑥ いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為が行われる場合
⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
⑧ 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合
⑨ その他①から⑧までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止について

上記(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を停止できるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、速やかに情報開示を行います。

8. 特別委員会の設置、諮問手続等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく低下させる場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準じる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、対抗措置をとることを判断する場合、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、対抗措置の発動が適当か否かを諮問します。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、当社の費用で、当社経営陣から独立した外部専門家の助言を受けたり、当社の取締役、監査役、従業員等から必要な情報についての説明を求めたりしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かについて勧告を行います。当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かに関して決議を行います。

なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、上記5. に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料ご参考2のとおりです。

9. 株主・投資者に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資者に与える影響等

本プランの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、上記7. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者の皆様に与える影響等

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様(大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記載される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても上記7.(3)に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が

生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

10．本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2022年６月開催予定の第81回定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本プランは、その有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

11．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

（1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記2．に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）事前開示・株主意思の原則

当社は、本プランを事前に開示し、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。また本プランは、上記10．に記載した通り、その有効期限は2022年６月開催予定の第81回定時株主総会の終結の時までであり、その後の継続についてはその後の定時株主総会でのご承認を条件としており、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

（3）必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定
　本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
　本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。
　また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

（ご参考１）

特別委員会規程の概要

1.(特別委員会の設置)

特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

2.(特別委員会委員の選任)

特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役、③経験豊富な企業経営者、④弁護士、⑤公認会計士、⑥税理士、⑦学識経験者、⑧前記①から⑦に準じる者、のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。また、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3.(特別委員会委員の任期)

特別委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該特別委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4.(特別委員会の招集)

特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。

5.(決議要件)

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6.(決議事項及び責任)

(1) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

① 大規模買付ルールの遵守の有無

② 大規模買付ルールに係る対抗措置の発動の是非

③ その他本プランに関連して、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役が特別委員会に諮問する事項

(2) 各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

7.(取締役等からの意見聴取)

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

8.(専門家からの助言)
　特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

(ご参考2)

特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の委員の略歴

松山 元
1966年 9月生
1992年11月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1996年 3月 公認会計士登録
2001年 1月 松山公認会計士事務所開設(現職)
2008年 1月 ＭＡＯ合同会社代表社員に就任(現職)
2008年 6月 当社社外監査役に就任(現職)
2014年 3月 株式会社タンガロイ社外監査役に就任(現職)
2015年 6月 株式会社エヌアイデイ社外監査役に就任(現職)
※上記松山元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

石井 和男
1948年 1月生
1988年 4月 弁護士登録
1997年 4月 石井和男法律事務所設立(現職)
2015年 6月 当社社外監査役就任
2016年 6月 同社外取締役就任(現職)
※上記石井和男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

野田 雅生
1953年 4月生
1988年 4月 弁護士登録
1993年 9月 野田純生法律事務所(現:野田総合法律事務所)勤務(現職)
1998年 4月 同事務所代表パートナー就任(現職)
※上記野田雅生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません

（ご参考３）

当社株式の状況（2019年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株
3　株主数　7,290名
4　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井健太郎	1,115	6.6
㈱千葉銀行	875	5.2
㈲ケイアンドアイ	873	5.2
石井達雄	688	4.1
㈱榎本武平商店	653	3.9
荒木照子	432	2.6
㈱オイシー	400	2.4
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.1
川幡美年子	331	2.0
中村文子	331	2.0

（注）当社は、自己株式1,514,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年 4月 1 日から
2019年 3月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

1　当連結会計年度の事業の状況

1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く環境は、人口動態や家族構成等の社会構造の変化に大きく影響を受け、消費者のライフスタイルが変化するとともに、食に対するニーズも地域や年代・家族構成等により多様化しております。特により簡便で手軽な食へのニーズへの対応は顕著になってきております。さらに、当連結会計年度においては、豪雨・猛暑・地震等の自然災害が相次ぎ、各地で被害がもたらされ、食品業界においても、原材料の調達・流通網の停止・工場設備の破損等一部生産活動及び販売活動への影響が発生しました。

このような状況の中、当社は「第４創業期を作る」をテーマに掲げ、新しいビジネスモデルの確立と既存ビジネスの収益構造の改善の双方に取り組んでまいりました。

新しいビジネスモデルの確立については、日本の各地域の生産者や行政と連携し、地域食材と旬の季節商品の強化に取り組んでまいりました。食材にかける手間ひまを代行し、ただ手軽なだけではないより食材の奥深さを味わえる食提供を推進し、中でも「千葉白子町の新玉ねぎをつかったハンバーグ」「茨城筑波山麓の玉ねぎを使ったハンバーグ」「千葉市原の姉崎だいこんおろしソースハンバーグ」や「地域の栗ご飯シリーズ」については好評を頂き売上高は増加いたしました。

既存ビジネスの収益構造の改善については、より付加価値の高い活動・商品・取引へのシフトを掲げ、商品やチャネルの整理を実施した結果、売上高が減少いたしました。営業部門、製造部門ともに、働き方の効率化や利益率の改善を行いつつ、売上高を拡大することが今後の課題となっております。

広報活動においては、ファン作り・ファンとのコミュニケーションをテーマに、記者会見、メディアとの関係強化、電車広告、SNS発信、イベント出展などの活動をより強化、継続してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比６億93百万円減の96億94百万円となり、売上総利益は前期比３億42百万円減の35億39百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比１億50百万円減の35億36百万円となり、２百万円の営業利益（前期比１億92百万円減）となりました。

これに営業外収益39百万円、営業外費用38百万円を加減した結果、３百万円の経常利益（前期比１億66百万円減）となり、特別利益に補助金収入55百万円、投資有価証券売却益39百万円及び受取保険金６百万円、特別損失に固定資産処分損33百万円及び災害による損失５百万円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は65百万円（前期比１億９百万円減）となり、これに法人税等合計56百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は９百万円（前期比１億84百万円減）となりました。

製品別及びチャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

製品別売上高	前連結会計年度 (2017.4.1～2018.3.31)		当連結会計年度 (2018.4.1～2019.3.31)		比較増減 (△印は減)	
製品別	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	8,424,471	81.1	8,179,803	84.4	△244,668	97.1
惣菜	686,075	6.6	629,389	6.5	△56,685	91.7
正月料理	954,533	9.2	522,136	5.4	△432,396	54.7
非常食	163,046	1.6	178,170	1.8	15,124	109.3
地域商品	34,073	0.3	72,706	0.7	38,633	213.3
配慮食（食物アレルギー・減塩他）	42,920	0.4	43,956	0.5	1,035	102.4
その他	82,754	0.8	68,597	0.7	△14,157	82.9
合計	10,387,876	100.0	9,694,760	100.0	△693,115	93.3

（注）製品別売上高の区分の変更

前連結会計年度の当社グループの製品区分は、「食肉加工品」「炊き込みご飯の素・まぜご飯の素」「惣菜（サラダ・煮物他）」「非常食」「配慮食（アレルギー・減塩他）」「地域商品」「正月料理」「その他」の区分に分類しておりました。当連結会計年度は製品区分の見直しを行い、「炊き込みご飯の素・まぜご飯の素」及び「惣菜（サラダ・煮物他）」を「惣菜」として一括表示するとともに、「配慮食（アレルギー・減塩他）」「地域商品」「正月料理」「その他」の一部製品を「惣菜」区分に変更いたしました。

前期比については、前連結会計年度に遡って製品区分の変更を適用して算定しております。

（単位：千円）

チャネル別売上高	前連結会計年度 (2017.4.1～2018.3.31)		当連結会計年度 (2018.4.1～2019.3.31)		比較増減 (△印は減)	
チャネル別	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
量販店（スーパーマーケット他）	8,551,781	82.3	8,264,151	85.2	△287,629	96.6
質販店（百貨店他）・生協	1,125,054	10.8	980,231	10.1	△144,823	87.1
飲食店・宅配・官公庁	627,708	6.1	356,054	3.7	△271,654	56.7
直販	83,331	0.8	94,323	1.0	10,991	113.2
合計	10,387,876	100.0	9,694,760	100.0	△693,115	93.3

食肉加工品において、主力のミートボール群のナショナルブランド商品はアレンジレシピメニュー提案を軸とした店舗活動により売上高は前年並みとなりましたが、低価格のプライベートブランド商品の売上高が大幅に減少いたしました。ハンバーグ群は、価格競争の影響により「1.5倍チキンハンバーグ」及び「チキンハンバーグ」が大手スーパーチェーンを中心に売上高が減少いたしました。この結果、食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）の売上高は前期比97.1%となりました。

惣菜において、サラダ群は原材料の産地が明確で素材の風味を生かした商品であることが消費者に受け入れられて前年並みとなりましたが、まぜご飯・炊き込みご飯群及び冷凍商品群については、不採算商品の終売等により大幅に減少いたしました。この結果、惣菜の売上高は前期比91.7%となりました。

正月料理は、全食材の国産化・産地の明確化を徹底し、より安全で地域性を出した商品づくりに移行いたしました。また、人員不足及び年末繁忙期における物流事情の影響により、数量及びチャネルを絞った上で付加価値の高い商品を生産する方針といたしました。この結果、正月料理の売上高は、前期比54.7%となりました。

地域商品は、日本の各地域の生産者や行政と連携し、地域食材と旬の季節商品の強化に取り組み、「地域のハンバーグシリーズ」「地域の栗ご飯シリーズ」「地域の筍ご飯シリーズ」等多数の地域食材商品を発売してまいりました。この結果、地域商品の売上高は前期比213.3%となりました。

2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は２億52百万円であります。
その主なものは京丹波工場ボイラー設備更新、その他機械導入に伴う支出であります。

3）資金調達の状況

該当事項はありません。

4）事業の譲渡、その他の状況

該当事項はありません。

5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7）他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2　財産及び損益の状況

区　　分	第75期 (2016年 3　月　期)	第76期 (2017年 3　月　期)	第77期 (2018年 3　月　期)	第78期 (当連結会計年度) (2019年 3　月　期)
売　　上　　高　(百万円)	10,467	10,538	10,387	9,694
経常利益又は経常損失(△)　(百万円)	△276	△32	170	3
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)　(百万円)	△474	△65	194	9
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	△26.96	△3.75	11.09	0.55
総　　資　　産　(百万円)	7,735	8,293	9,085	8,364
純　　資　　産　(百万円)	3,649	3,620	3,932	3,755

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3　重要な子会社の状況

会　社　名	本社所在地	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	千円 30,000	% 100	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売

(注)　2019年3月31日付でイシイ産業株式会社を清算結了いたしました。

4　対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1）地域活性を軸とした新しいビジネスモデルへの転換

地域食材と旬の食材を最大限活用するために、新しい調達・製造・販売の在り方の検証及び構築を行います。また新規事業開発を推進できる人材育成を強化いたします。

2）利益構造の転換

利益率の低い取引を見直し、流通・メーカー・生産者が３方得の関係性を構築できるチャネルとの取引強化及び新規チャネル開拓を行います。

3）オンライン・オフライン双方のマーケティングの強化

無添加調理の価値、地域食材の魅力、アレルギー問題等、弊社が持つ情報をより多くの方に届け、かつ双方向のコミュニケーションを構築する必要があります。そのためのマーケティング体制の強化、ヴィリジアンを含む直営店の強化を実施いたします。

4）技術継承、設備老朽化への対応

各工場ともに長期にわたる運用により、働き手の高齢化及び設備の老朽化が進んでおります。人と設備への投資を進め、若手の育成及び技術継承、定年後の継続雇用のサポート、次世代技術への設備投資を行ってまいります。

5）地球環境の保全

食品業界における地球環境保全への必要性は年々高まっております。当社グループは、認証取得しておりますISO14001の運用において、環境保全への取り組みを進めてまいりました。今後は自然エネルギーへの切り替えや設備投資、製造工程の抜本的改革により省エネルギー化、新素材を利用した脱プラスチックへの取り組みを積極的に進めてまいります。

6）管理体制の充実・柔軟な雇用制度の構築

少子高齢化社会において、人材の確保、雇用の継続は経営課題となっております。当社グループは各職場において、働き方を多様化、柔軟化することで人手不足への対応を行ってまいります。

以上のことを実施していくことにより、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5　主要な事業内容（2019年３月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉）及び農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、米等）を原料とした調理済食品の製造販売とこれに付帯する一切の業務を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売を行っております。

6　主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目７番17号
営業所	東日本（営）、名古屋（営）、大阪（営）、中四国（営）、福岡（営）
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7　従業員の状況（2019年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
330名	18名増	42.1歳	14.8年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は267名であり、上記には含まれておりません。

8　主要な借入先（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,060,000千円

9　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．株式の状況（2019年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株　（自己株式1,514,996株を含む）
3　単元株式数　100株
4　当期末株主数　7,290名
5　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井　健太郎	1,115	6.6
㈱千葉銀行	875	5.2
㈲ケイアンドアイ	873	5.2
石井　達雄	688	4.1
㈱榎本武平商店	653	3.9
荒木　照子	432	2.6
㈱オイシー	400	2.4
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.1
川幡　美年子	331	2.0
中村　文子	331	2.0

（注）当社は、自己株式1,514,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1　取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	石井智康（いしい ともやす）	㈱ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員
取締役 執行役員	久保啓介（くぼ けいすけ）	八千代工場長
取締役 執行役員	伊藤幸一郎（いとう こういちろう）	顧客サービス部総括
取締役 執行役員	吉野和男（よしの かずお）	顧客サービス部
取締役	石井和男（いしい かずお）	石井和男法律事務所
常勤監査役	脇田行雄（わきた ゆきお）	㈱ダイレクトイシイ監査役
監査役	松山元（まつやま はじめ）	公認会計士、ＭＡＯ合同会社代表社員、㈱タンガロイ社外監査役、㈱エヌアイデイ社外監査役
監査役	室井恵子（むろい けいこ）	税理士法人Ｂricks&UK東京事務所代表社員

（注）１．取締役のうち石井和男氏は、社外取締役であります。なお、石井和男氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役のうち松山元氏及び室井恵子氏は社外監査役であります。なお、松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
３．監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。
６．2018年６月23日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長執行役員長島雅氏、取締役殿地眞己氏、取締役執行役員石川卓生氏及び監査役渡邉勝彦氏は辞任いたしました。
７．2018年６月23日付で石井智康氏は取締役執行役員から代表取締役社長執行役員に就任いたしました。

2　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

3　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	55,831千円 （8,707千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	20,871千円 （9,963千円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、2006年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額１億3,000万円以内（ただし、使用人給与は含まない）と決議頂いております。
２．監査役の報酬限度額は、2007年６月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議頂いております。
３．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4　社外役員に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	石井和男	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。
監査役	松山元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	室井恵子	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1　名称　　千葉第一監査法人

2　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4　非監査業務の内容

該当事項はありません。

5　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ. 会社の支配に関する基本方針

1　基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制する恐れのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、更に買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

2　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで、食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先様等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げて参りました。

当社は、これからも当社独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先様、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

3　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年６月24日開催の第75回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」について、承認を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記１に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

大規模買付ルールは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を

排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を行おうとする者です。

（注）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのＩＲ情報に記載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（2016年５月13日付）をご参照ください。
（https://www.ishiifood.co.jp/ir/ir-boei20160513.pdf）

4　不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本

方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前に増して、当社の技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大量買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、上記１に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。更に、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考え、大規模買付ルールの内容を開示することとしております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**4,965,689**	**流動負債**	**2,514,991**
現金及び預金	3,323,639	買掛金	474,804
売掛金	1,374,784	短期借入金	1,060,000
商品及び製品	65,609	リース債務	23,181
仕掛品	12,661	未払費用	720,483
原材料及び貯蔵品	148,134	未払法人税等	25,282
その他	40,859	未払消費税等	40,537
固定資産	**3,399,149**	賞与引当金	80,787
有形固定資産	**2,870,940**	その他	89,913
建物及び構築物	1,133,099	**固定負債**	**2,094,156**
機械装置及び運搬具	732,945	社債	1,300,000
工具器具及び備品	24,000	リース債務	62,620
土地	904,052	退職給付に係る負債	568,487
リース資産	76,842	資産除去債務	23,153
無形固定資産	**21,075**	長期未払金	139,894
投資その他の資産	**507,133**	**負債合計**	**4,609,148**
投資有価証券	424,582	（純資産の部）	
繰延税金資産	43,401	**株主資本**	**3,732,492**
その他	88,066	**資本金**	**919,600**
貸倒引当金	△48,916	**資本剰余金**	**672,801**
		利益剰余金	**2,450,897**
		自己株式	**△310,806**
		その他の包括利益累計額	**23,198**
		その他有価証券評価差額金	**34,608**
		退職給付に係る調整累計額	**△11,410**
		純資産合計	**3,755,690**
資産合計	**8,364,839**	**負債及び純資産合計**	**8,364,839**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**9,694,760**
売上原価		**6,155,524**
売上総利益		**3,539,235**
販売費及び一般管理費		**3,536,929**
営業利益		**2,306**
営業外収益		
受取利息	136	
受取配当金	9,989	
賃貸料	5,083	
その他	24,027	39,237
営業外費用		
支払利息	16,550	
たな卸資産廃棄損	20,459	
その他	1,272	38,282
経常利益		**3,261**
特別利益		
補助金収入	55,738	
投資有価証券売却益	39,129	
受取保険金	6,685	101,553
特別損失		
固定資産処分損	33,810	
災害による損失	5,319	39,130
税金等調整前当期純利益		**65,685**
法人税、住民税及び事業税	38,727	
法人税等調整額	17,348	56,076
当期純利益		**9,608**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,608**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**4,949,010**	**流動負債**	**2,450,234**
現金及び預金	3,301,541	買掛金	474,804
売掛金	1,373,598	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	65,609	リース債務	23,181
仕掛品	12,661	未払金	39,070
原材料及び貯蔵品	148,134	未払費用	716,741
その他	47,464	未払法人税等	25,072
固定資産	**3,398,453**	未払消費税等	40,515
有形固定資産	**2,870,940**	預り金	49,350
建物	1,082,252	賞与引当金	80,183
構築物	50,846	その他	1,314
機械及び装置	732,945	**固定負債**	**2,130,746**
車両運搬具	0	社債	1,300,000
工具器具備品	24,000	リース債務	62,620
土地	904,052	退職給付引当金	557,077
リース資産	76,842	債務保証損失引当金	48,000
無形固定資産	**20,401**	資産除去債務	23,153
投資その他の資産	**507,111**	長期未払金	139,894
投資有価証券	424,582	**負債合計**	**4,580,980**
長期貸付金	200,000	（純資産の部）	
差入保証金	30,124	**株主資本**	**3,731,875**
繰延税金資産	43,401	**資本金**	**919,600**
その他	57,920	**資本剰余金**	**672,801**
貸倒引当金	△248,916	資本準備金	672,801
		利益剰余金	**2,450,280**
		利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	2,220,380
		固定資産圧縮積立金	140,297
		別途積立金	1,894,800
		繰越利益剰余金	185,282
		自己株式	**△310,806**
		評価・換算差額等	**34,608**
		その他有価証券評価差額金	**34,608**
		純資産合計	**3,766,483**
資産合計	**8,347,463**	**負債及び純資産合計**	**8,347,463**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**9,646,336**
売上原価		**6,147,850**
売上総利益		**3,498,486**
販売費及び一般管理費		**3,474,982**
営業利益		**23,504**
営業外収益		
受取利息	3,011	
受取配当金	9,847	
賃貸料	6,033	
その他	28,537	47,429
営業外費用		
支払利息	9,058	
社債利息	6,670	
たな卸資産廃棄損	20,076	
貸倒引当金繰入額	20,000	
その他	1,216	57,021
経常利益		**13,912**
特別利益		
補助金収入	55,738	
投資有価証券売却益	26,015	
受取保険金	6,685	88,439
特別損失		
固定資産処分損	33,394	
子会社清算損	22,895	
災害による損失	5,319	61,610
税引前当期純利益		**40,741**
法人税、住民税及び事業税	38,095	
法人税等調整額	17,153	55,248
当期純損失		**14,507**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　昌　夫　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、石井食品株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　昌　夫　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石井食品株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月31日

石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤）　脇　田　行　雄　㊞

監査役（社外）　松　山　　元　㊞

監査役（社外）　室　井　恵　子　㊞

以　上

メ　　モ

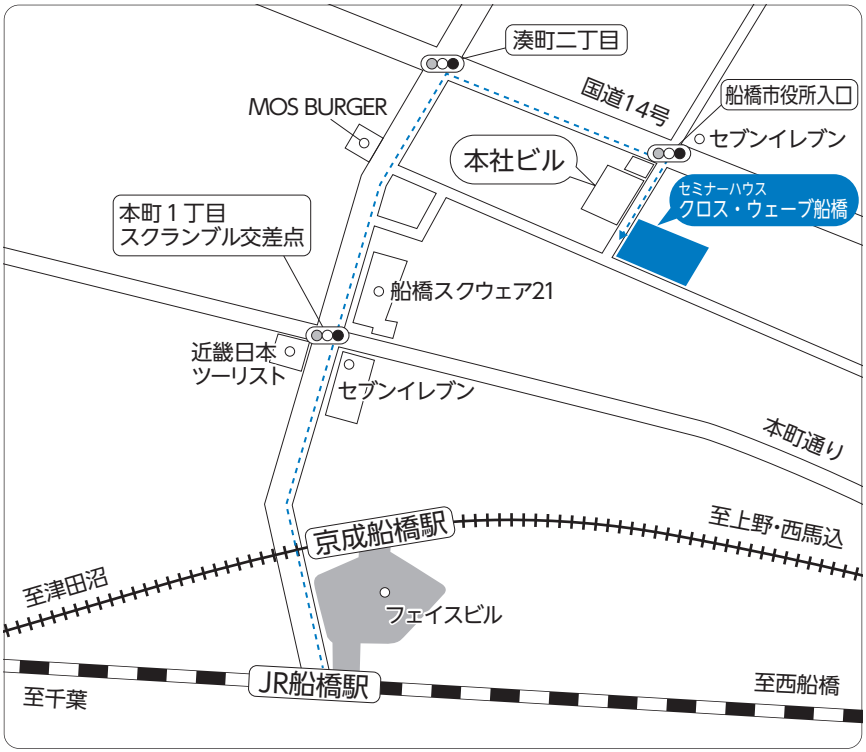
メ　　モ

メ　　モ

第78回定時株主総会会場ご案内図

会　場　千葉県船橋市本町２－９－３
セミナーハウス　クロス・ウェーブ船橋
電話　047－436－0111

交通のご案内
●JR船橋駅　南口徒歩約14分
●京成船橋駅　徒歩約11分



会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

◎席数に限りはございますが、お子様連れの株主様用の別会場をご用意しております。
◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。
◎会場内は全館禁煙となっております。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK